

24年度決算の特徴

1. 予算（補正後）との比較

(1) 資金収支・収入の部

- ①学納金収入・・・補正予算比17百万円の増加となる。
- ②補助金収入・・・補正予算比35百万円の減少となる。
- ③前受金収入・・・補正予算比で15百万円の減少となる。

(2) 資金収支・支出の部

- ①人件費支出・・・補正予算比10百万円の減少となる。
- ②教育研究経費支出・・・補正予算比10百万円の減少となる。
- ③管理経費支出・・・補正予算比800千円の増加となったため、予備費を1,000千円使用している。
- ④施設、設備関係支出・・・補正予算比51百万円の減少となる。

(3) 次年度繰越支払資金

- ・次年度繰越支払資金は上記説明のとおり収入で41百万円の減少、支出で65百万円の減少となり、補正予算比24百万円増加の267百万円となる。

(4) 消費収支

- ・消費収支は資金収支で説明のとおり、帰属収入は学納金の増加・補助金の減少などにより補正予算比18百万円の減少、消費支出は人件費・教育研究経費の減少で補正予算比15百万円の減少、さらに基本金組入額が補正予算比78百万円の減少となり、当年度消費支出超過額は補正予算比74百万円縮小の△577百万円となる。

2. 前年度決算との比較

(1) 資金収支・収入の部

- ①収入合計・・・前年度比255百万円減少の1,418百万円となる。
- ②学納金収入・・・前年度比19百万円減少の726百万円となる。
 - ・大学部門は学生数は減少したが日本人比率の増加により前年度並み、ただし奨学費が増加しており実質収入は減少している。
 - ・高校部門は大阪府支援補助金との関係から19百万円減少（授業料△23百万円、入学金+4百万円）している。
- ③補助金収入・・・前年度比74百万円増加の433百万円となる。
 - ・大学部門は4百万円の減少となる。
 - ・高校部門は実質授業料となる大阪府支援補助金が、昨年度の一部否認に対する対応の改善により70百万円の増加となる。
- ④前受金収入・・・前年度比37百万円減少の129百万円となる。

(2) 資金収支・支出の部

- ①支出合計・・・前年度比221百万円増加の1,667百万円となる。
- ②人件費支出・・・前年度比77百万円増加の955百万円となる（内退職金支出が21百万円増加の44百万円）
- ③教育研究経費支出（奨学費除く）・・・前年度比13百万円増加の217百万円となる。
 - ・生徒数増による3号館などの施設改修やLL教室の施設設備更新など。

④奨学費支出・・・前年度比23百万円増加の180百万円となる。

⑤管理経費支出・・・前年度比36百万円増加の200百万円となる。

・大学部門は野球部関連支出等により13百万円の増加となる。

・高校部門は前年度の大阪府補助金返還支出16百万円が無くなった事などにより12百万円の減少となる。

・法人本部は新学部設置関連経費により35百万円の増加となる。

⑥施設設備関係支出・・・前年度比66百万円増加の124百万円となる。

・高校部門の生徒数増による3号館などの施設改修やLL教室の施設設備更新などにより13百万円の増加となる。

(会計処理の関係で、教育研究経費と施設設備費のそれぞれに支出処理されている)

・法人本部は新学部設置経費により61百万円の増加となる。

(3) 資金収支差額及び次年度繰越支払資金・手持ち資金総額

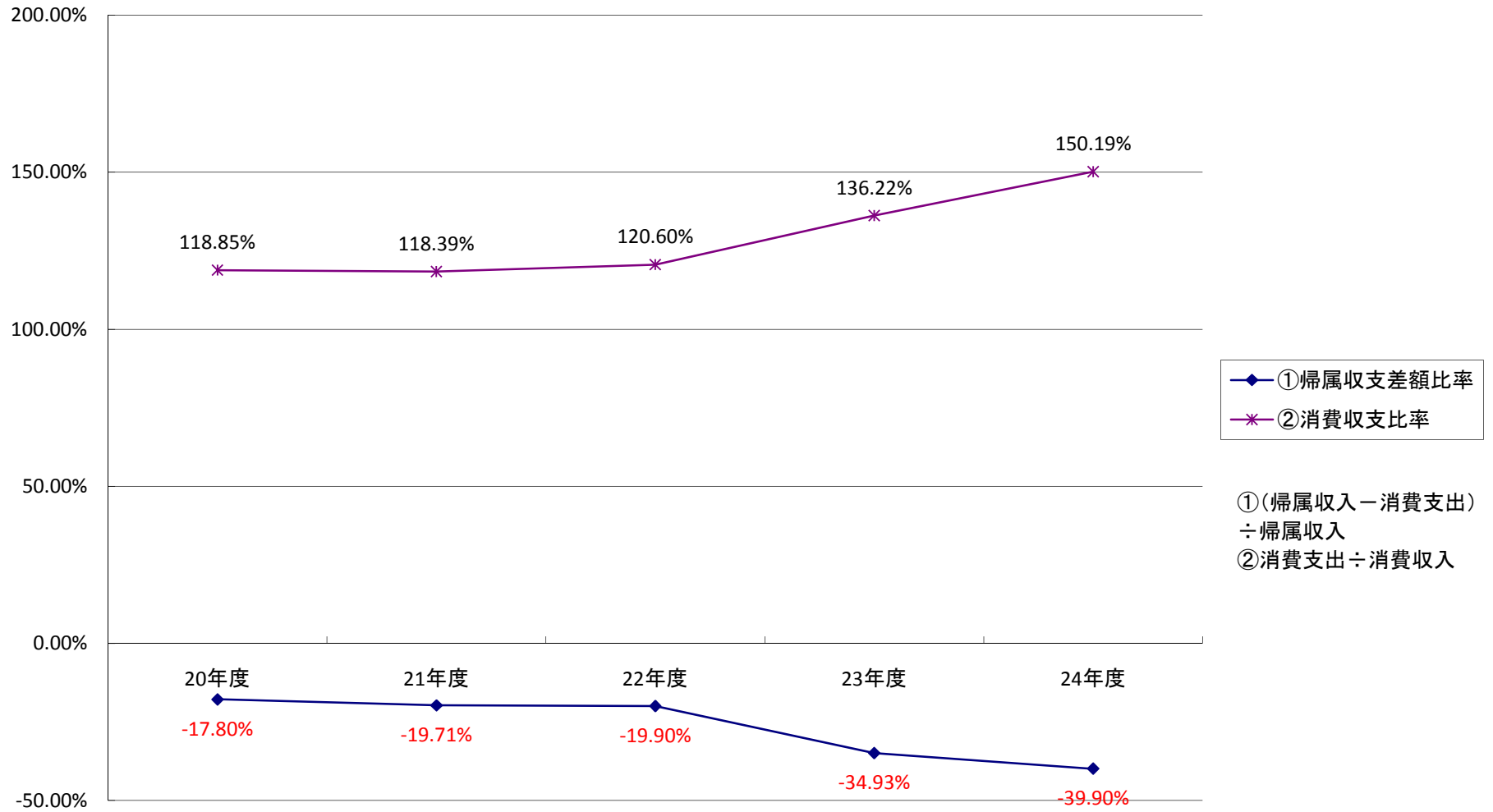
・24年度資金収支差額は収入1,418百万円に対し支出が1,667百万円となり、△249百万円となる。

結果、次年度繰越支払資金も前年度比249百万円減少の267百万円となる。

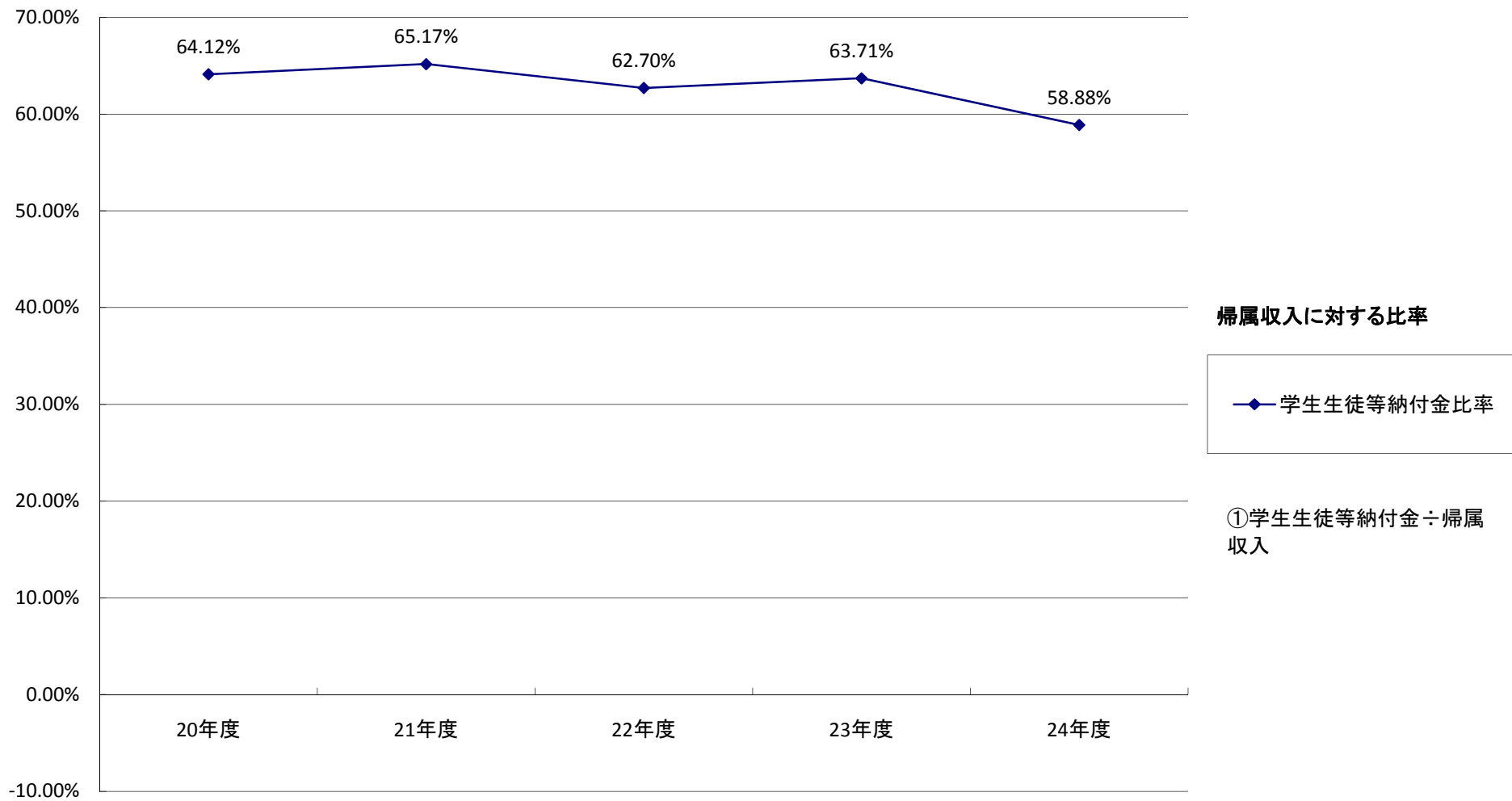
(4) 消費収支

・帰属収支差額は、上記資金収支で説明の要因から帰属収入が1,234百万円、消費支出が1,726百万円となり帰属収支差額は△492百万円、帰属収支差額比率は△39.9%となる。

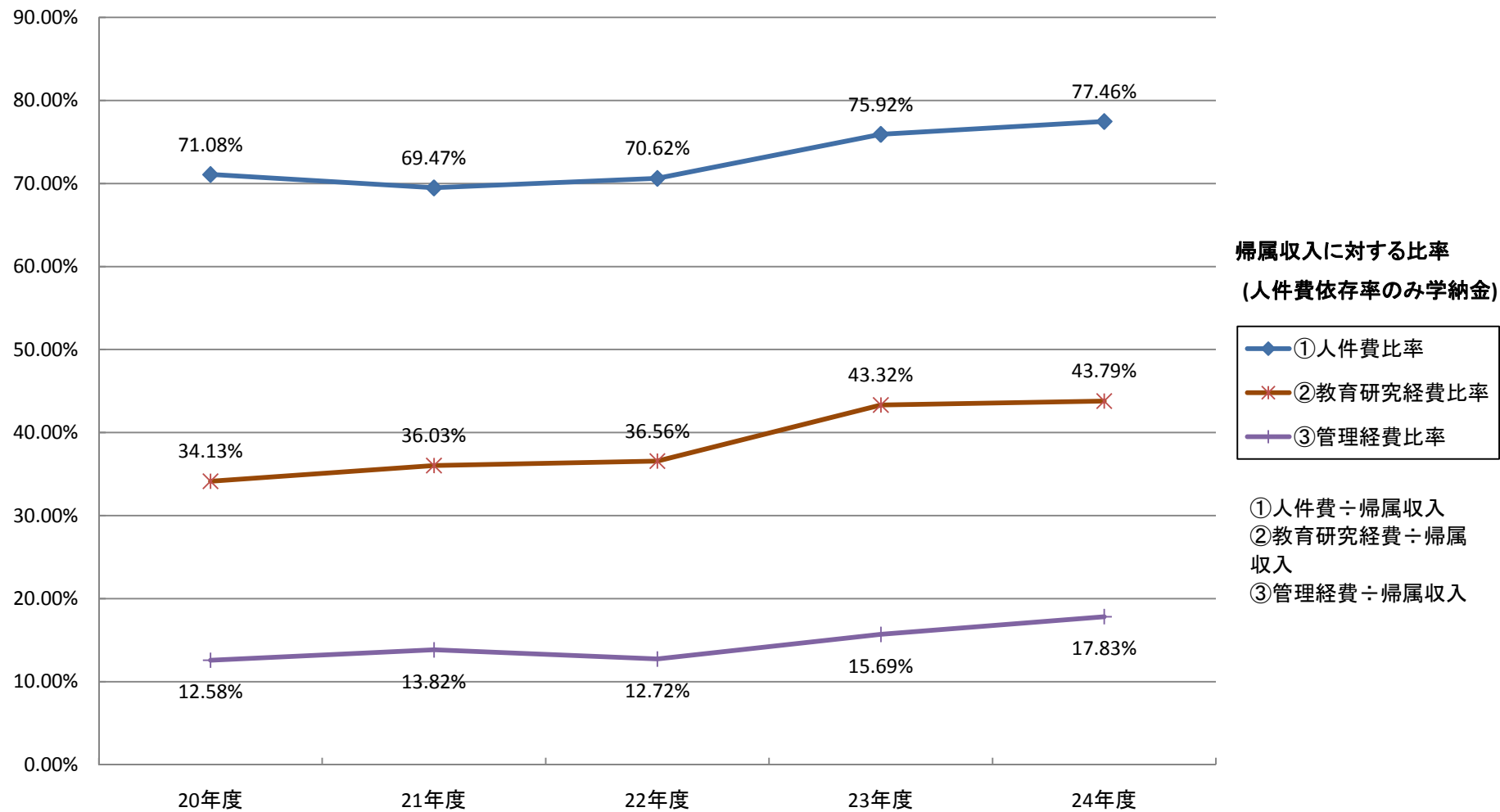
財務比率 -その①-



財務比率 -その②-



財務比率 -その③-



学校法人会計と企業会計との違い

学校法人も企業と同様に経済活動を営んでいる点では同じですが、学校法人は、学校を運営し、その目的である教育・研究活動を遂行することにより、企業のように営利を目的とすることはできません。

企業会計は、計算書類からその経営成績を知ることによりありますが、学校法人会計は計算書類によって安定的、継続的に教育研究活動が行われているかを知ることによりあります。学校法人の収入のほとんどは学生・生徒からの入学金や授業料、国や地方公共団体からの補助金であり、支出に関しては教育・研究の発展及び社会貢献のための支出であり、これを削減することが難しいのが特徴です。

国または地方公共団体から補助金の交付を受ける学校法人は、「学校法人会計基準」に従い会計処理を行い、計算書類を作成しなければなりません。その会計基準では、「資金収支計算書」「消費収支計算書」「貸借対照表」の各計算書類の作成が義務づけられています。

資金収支計算書

当該会計年度に行った諸活動に対応する収入及び支出の内容を明らかにし、支払資金（現金及び預貯金）の収入及び支出のてん末を明らかにする。

消費収支計算書

当該会計年度の消費収入と消費支出の内容及び均衡の状態を明らかにし、学校法人の経営状況を表す。

貸借対照表

決算日（年度末）における資産、負債、基本金および収支差額を明らかにし、学校法人の財政状態を表す。

計算書類の主な勘定科目についての説明

学生生徒納付金…学則に記載されている納付金（授業料、入学金等）

手数料…入学検定料、試験料等

補助金…国や地方公共団体などから交付される補助金

資産運用収入…預貯金や有価証券の利息・配当金収入などの収入

事業収入…学生寮、賃借収入など

人件費…教職員、非常勤講師などに支給する本俸・期末手当など

教育研究費…教育研究のために支出する経費

管理経費…総務・経理業務や学生を募集するために支出する経費などで、教育研究以外の
ために支出する経費

基本金組入額…学校法人が教育研究活動を行っていくためには、校地・校舎・機器備品・
図書などの資産を持ち、これを永続的に維持する必要があります。学校会
計では、当該年度にこれらの資産を取得に充てた金額を基本金へ組み入れ
る仕組みとなっています

消費収支差額…本年度以前の各年度の消費収入から消費支出を差引いた差額の累積額